

女手形について

—浦賀奉行の場合—

嘉山千枝子*

中川和代*

On the Passport for Woman

—In the case of the Urage Magistrate Office—

Chieko KAYAMA

Kazuyo NAKAGAWA

昭和38年11月30日横須賀市博物館で研究発表会が行なわれた時に発表したものの摘要で、通行手形の中で殊に女手形についての発行、書式だけについて今回は注意した。

1. 女手形の意義

手形は書類に手の形を押して文書の内容の証明に用いたのがその起源で^(註1)、そのようなことから、文書に必要な要件を記入し、且つその文書に署名または捺印して証明の文書としたものが手形いわれ、その用途は商業取引上の決済^(註2)にあるいは通行許可の証明に用いられるようになった通行手形、または特殊な品物、殊に鉄砲が江戸に入る場合は嚴重で、鉄砲手形が必要である。

前に述べた通行手形は一般に男の場合に用いられたが、女はまた別に女手形というものが発行された。江戸時代において諸国に關所が設置されてから女手形は近世初期^(註3)までその発行をさかのぼって見る事が出来る。

このように女の關所通過に重要性を認めたことは、参勤交代が行なわれて大名の奥方が江戸屋敷に常住し、大名は隔年に在国、在府を交代する制度であったから奥方が格別の重要な要件のない限りは国元へ帰ることはないはずであるが、若し帰った時は叛乱の前兆と見られる。また間諜の役割を果す場合も考えられ、江戸へ入って来る女よりは江戸から他へ出ていく女に注意を払ったのは当然である。江戸へ入って来る鉄砲も江戸攪乱、謀反の要因となることも考えられ、いわゆる「出女入鉄砲」といわれて嚴重に警戒された。

2. 女手形の形式

女手形は何枚かを上包に入れるが、上包は美濃紙を堅式ツに折って、折掛の寸法は凡そ堅6寸3分位、幅3寸位にし、その上に墨がかれないように、また文字が続かないように認めなければならない。但寸法は曲尺である(第1図)。

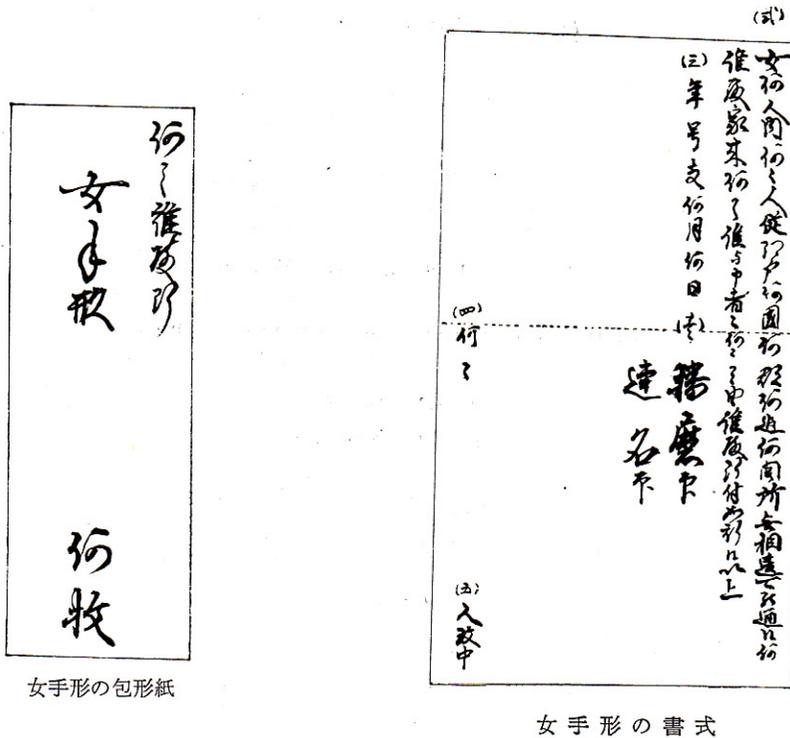
手形は用紙に上程村寸法紙の俵で堅式ツに切って用いる。書く順序は(1)手形の発行者名と印(式字で総高さ式寸位)を書くがその順序は年月日の下に先ず御留居月番を記し、序次の低い方か

* 三浦半島史談会員

註 1.

2. 中世では為替^{かわし}、割符^{わりふ}と称したが後の為替手形である。

3. 近世初期とは元和2年。



第 1 図

ら順序に書き最後が筆頭ということになる。(2) 本文を書くのであるがその内容は (a) 女の人数、(b) 女の種類と人数の内訳、(c) 乗物の場合はその名称、(d) 出発点から帰着点まで、(e) 通過する関所と依頼、(f) 身分とその関係、(g) 証明の責任者という以上の七つの要件が記入される。(3) 次に年月日を記入する。(4) 宛名 (これは関所名を記入するのであるが通過する関所の数だけ枚数を用意し、文面は全く同じで、一関所ごとにこしらえる)。(5) 人改中と関所の係名を記入する。

そして本文の文字の大きさは三分、四分位に書き墨は黒々と書き墨がかれないようにし、また文字が続かないようにする。但し寸法は曲尺である。またこれを四つ折にする時、折目に文字や印形がかからないように注意する必要がある(註4)。

3. 手形の発行

手形が発行されるのには身分に応じておのおの手続が異なっている。先ず一般庶民の場合はその町村の名 (主庄) 屋に願出て発行してもらうので、その際、組頭を経て願出る場合もある。また社寺の関係は本山、末寺の関係から本山より出してもらう場合がある。

しかし、武士の場合は先ず旅行が正しいか如何かの証文を発行者に差出し、それを一定の発行者が正しいと認めた場合に手形が発行される。この証文を改証文といい、格式に応じて領主、家老、家来 (証文を書く役) などの別がある。

先ず改証文を家来が出すのは大廊下席、溜間席、大広間席、所司代、大坂城代勤役、留守中また拾万石以上、この外、松平大炊頭、松平丹波守、内藤右近将監、喜連川左衛門督などである。

旗本御家人の中、旗本は〇〇方と認めるようにしているが、更に認める場合に、

註 4. 「御関所女通行証文并手形認方」による。

- 1) 御三家は家老改で、殿文字を使用して、家老は誰方と認める。
- 2) 御大老、御老中は 1. 文字を使用し、御改と認める。
- 3) 所司代は 2, 大坂城代は 3 文字を使用
- 4) 若年寄衆および四品以上国持大名は皆 4
- 5) 平の大名および布衣以上の役人は 5

等と身分に応じ「殿」という文字もおのおの書分けられた。

そして江戸時代も多少宛の相違はあるが、発行者は、江戸では留守居衆、伊勢は桑名城主、遠江は掛川横須賀城主、三河は岡崎城主、信濃、駿河では駿府町奉行、丹波、近江、山城では京都所司代、和泉、摂津、河内では大坂町奉行、伏見では伏見奉行などとなっている。

4. 女手形発行の要件

女手形が発行されるに当たって発行上に種々の要件が定められている。その有効期間、女の分類、身体不具の場合などがあるし疑しい場合の処置などがある(註5)。

- 1) 女手形の有効期間
手形を渡した月から翌月晦日を限りとして三ヶ月越しのものは無効となる。
- 2) 女の人数と手形
女拾人迄は手形壹枚に認めてよいが、拾人を越えた場合は更に別に壹枚を用いる。
- 3) 下り手形における特例
京都、大坂、山田、府中其外城下とをの下りの手形には郡名は記入しなくてよい。
- 4) 身体不具の場合
女の身体不具の場合はその理由は手形には記入しない。
- 5) 女手形における女の分類
手形の中、疑しい場合は単に女とだけにしないで、懐胎女、髪切女、髪先不揃女、鉄漿附女かお、小女、小女、尼、比丘尼、などと区別を書くことになっている。

以上女手形について記したが、船で長い旅行をするものは実際には僅少であつた。

女手形が封建制度の中では可成頻繁に発行されたが、特に士分以上の女子の行動は注目され反乱の防止に役立たされた。浦賀海関における女子の船便利用の数は未だ明瞭でないが、陸路を利用する者よりは、はるかに少かつたようである。



5. 三、四は主として
「御留守居取扱候
関所証文并手形認方其外振合凡書抜」
によつた。